



西部伊那 土地改良区だより

【発行所】

長野県西部伊那土地改良区
〒396-0025 伊那市荒井3952-1
TEL 72-0647 FAX 73-8705



立春の候 組合員の皆様には、御健勝のこととお慶び申し上げます。

改良区の事業運営にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この土地改良区は、昭和四十八年に設立しまもなく半世紀になります。そのなかで、農業環境や農業政策の変化と共に、土地改良区の変革が求められています。これらに対応するために、そのひとつとして、経常賦課金の改正を令和二年十二月二三日の臨時総代会で二十%引上げの改正をお認めいただきました。

資料をご覧いただき、ご理解とご協力ををお願い申し上げます。

土地改良区の運営は、賦課金で運営するものが基本ですが、土地改良区設立から数年後、賦課金で貯えない不足分を決済金特別会計より繰入をすることになり、その時点での賦課金等の見直し、検討する必要があったのを放置し、今まで決済金頼りにしてきた事は、反省しなければなりません。この改正により、僅かですが、前進できると考えています。

将来の運営に向けて

理事長 赤沼利光

土地改良区の事業は、施設等の維持管理が主な事項になりますが、施設の老朽化に伴う突発事故等も発生しています。国営施設機能保全事業 县営かんがい排水事業により、基幹施設の長寿命化が図られていますが、末端施設の整備等今後、計画的に進めることが必要です。

土地改良区の運営経費は、組合員の賦課金と国県市町村の負担で賄われていることを認識し、実行性のある、効率的な運営により、施設の維持管理に万全を期していきたいと思います。

今、農業を取り巻く状況は、厳しさが増しています。しかし、農業は生命をつなぐ生命産業であり、最も重視されるべきです。

先人達が苦労して起ち上げたこの土地改良区を、その思いに一步でも近づけるよう、関係の皆様の力を結集し、ピンチをチャンスに変えるために、最善の努力をしていきたいと思います。

土地改良区の運営、維持管理を支えている皆様、組合員の皆様とご家族のご健康と新型コロナウイルスの感染防止に努めいただき、今年が良い年でありますよう祈念して、あいさつといたします。

通常総代会（令和2年3月13日開催） 総代会報告

新型コロナウイルス感染防止対策として、書面議決を取り入れ、総代50名（書面議決含む）の出席を得て、議長に西春地区の小松和義総代を選出し、理事長が提案した議案を審議しました。今回の総会は、土地改良法の一部改正に伴う定款の改正等重要案件も審議されました。可決成立した主な議案は次のとおりです。

◆長野県西部伊那土地改良区定款の改正
◆長野県西部伊那土地改良区役員選挙規程の改正
◆長野県西部伊那土地改良区規約の改正
◆長野県西部伊那土地改良区利水調整規程の制定
◆令和2年度経常賦課金の賦課徴収（土地改良区維持管理運営費用）
◆令和2年度特別賦課金の賦課徴収

賦課徴収額 258千円（364.1ha）
◆令和2年度役員報酬、費用弁償
◆令和2年度一般会計収入支出予算
議決予算額 46,500千円
(前年比12.4%の減)
◆令和2年度決済金特別会計収入支出予算
議決予算額 226,205千円
(前年比8.9%の減)
◆令和2年度職員退職給与積立金特別会計収入支出予算
議決予算額 1,603千円

◆令和2年度国営事業積立金特別会計収入支出予算
(前年比22・6%の増)

議決予算額 49,140千円
◆その他議決案件

一時借入金限度額・指定金融機関
(前年比12・8%の増)

■臨時総代会（令和2年12月23日開催）

理事会において決定し、理事長が提案した議案「経常賦課金の改正について」を総代35名の出席を得て、議長に西春近地区の溝上敦総代を選出し、審議しました。十分な審議をおこない、出席者全員の賛成を受け、可決成立しました。施行日は、令和3年4月1日です。新賦課金表は、4ページをご覧下さい。（改正の経緯、内容は、別紙チラシをご覧下さい。）

国営施設機能保全事業が実施されています

平成24年度から令和3年度までの10年間で、国の施設の改修・更新がおこなわれています。耐用年数を超えて機能低下している水管理施設、揚水機場のポンプ、電気設備、幹線水路及び弁類等の改修を行うことにより、農業用水の安定供給及び維持管理の軽減を図る事業です。

令和元年度実績

（4年国債）
● 第1揚水機場特別高压受変電設備改修工事
(2年国債)
● 第2揚水機場特別高压受変電設備改修工事
(2年国債)
● 幹線水路制水弁改修工事

他

● 第1揚水機場特別高压受変電設備改修工事
(2年国債)
● 第2揚水機場3号ポンプ設備改修工事
(2年国債)
● 幹線水路制水弁改修工事

他

おねがい

農地の移動、売買などをした際、その土地に賦課金の滞納があつた場合には、土地を譲り受けた方が滞納金を支払うよう法律（土地改良法第42条2項）に規定されています。納入をお願いします。

忘れずに届け出をしてください

賦課金の算定は、毎年4月1日現在の組合員の土地所有面積が基準になっていますので、組合員の資格を得た方又は喪失した方は、土地改良法第43条1項の規定により「組合員資格得喪届」を土地改良区へ届け出ることになっています。

届け出を必要とする方は、ご連絡ください。届け出用紙をお送り致します。

● 農地の売買、贈与、交換、地目変更をした場合
● 農業者年金受給のための経営委譲をした場合
● 組合員の死亡等により、農地を相続した場合
● 農地を農地以外に転用する場合

など

公共事業による転用も土地改良区との協議が必要です

国・県・市道の新設・拡張や公共施設の建設等、公共事業によって、土地改良区の受益地を農地以外に転用する場合があります。

この場合、農業委員会への事前協議が必要です。組合員の皆様には、公共事業等による用地買収等の話があつた場合には、土地改良区の受益地である旨を伝えいただき、併せて土地改良区への農地転用の協議をしていただくようお願いします。

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 伊那西部2期地区の事業が実施されています

県営事業で造成した畑かん・ポンプ施設類を対象に改修、補修等を実施することにより施設等の長寿化を図る事業で、平成27年度から令和3年度までの7年間で実施します。

令和元年度実績

- 下古田工区電気施設更新工事（繰越工事）
- 花岡工区ポンプ施設更新工事
- 富田工区圧力タンク更新
- 羽広工区他制水弁等更新工事
- 各工区揚水機場建屋補修工事
- 富田、花岡工区高圧引込受電盤更新工事

農地を農地以外に転用する場合には、「農業振興地域の整備に関する法律」「農地法」の規定により、伊那市役所農政課、伊那市農業委員会、土地改良区に手続きが必要となります。

● 農振除外申請には、土地改良区の同意書の添付が必要です。

農振除外、農地転用の手続きについて

農地を農地以外に転用する場合には、「農業振興地域の整備に関する法律」「農地法」の規定により、伊那市役所農政課、伊那市農業委員会、土地改良区に手続きが必要となります。

● 農振除外申請には、土地改良区の同意書の添付が必要です。



Q&A 土地改良区についてもう一度ご理解を



昭和48年に西部伊那土地改良区が設立され、43年が経過し、世代交代や資格の喪失により多くの組合員が交代されています。

また、施設の老朽化による改修工事等も今後実施しなければ、安定的な揚水の供給ができなくなります。

改めて土地改良区についてご理解いただくために、「Q&A」方式で説明資料を作成しましたので参考にしてください。ご理解、ご協力をお願いします。

土地改良区とは何ですか。

A1 Q1 土地改良区は、土地改良法（以下「法」という）に基づいて設立された公の法人（法第13条）で、一種の公共組合です。

公法人であるので種々の国家的助成と特権を与えられ、その事業を公共の利益に合致するよう遂行する義務を負い、国、県の指導・監督を受けます。その構成員は、受益地の所有者又は耕作者（法第3条に規定する資格者）の3分の2以上の同意（反対しても強制される法第11条）により組合員となり、法に規程する権利義務を負うことになります。

定款（法第16条）の定めにより土地改良区は、組合員に対して賦課金、加入金、過怠金を課し、滞納者には地方税法の滞納処分の例により、強制的に徵収することができます。

土地改良区はどのように運営されているのですか。

A2 Q2 土地改良区は、その地区内の組合員によって組織され、その組合員の組織する総代会において、組合員（西部伊那土地改良区 2313人

令和元年度）の意志が決定されています。そして、その運営は組合員が選挙した総代（法23条 西部伊那土地改良区の総代は55名で任期は4年）によって行われ、運営に要する経費は、組合員の負担により賄われます。

経常賦課金とはどんなものですか。

A3 Q3 土地改良区を運営するために必要な経費は組合員から徴収することになり、この徴収金を経常賦課金といいます。

A4 Q4 この賦課金は、定款の定めるところにより、県知事の許可を受け、徴収（法36条）していますが、賦課金は地方税の滞納処分の例により徴収することができる債権（法39条）とされています。

耕作していない土地がありますが賦課金を支払わなくても良いのではありませんか。

A5 Q5 組合員は、受益農地を「耕作している、いらない」「水を使用している、いない」に関わらず、地区除外（農用地から非農用地へ転用）の手続き（地区除外決済金が必要・法第42条）がされない限り、土地改良区の受益農地であり、経費の負担は組合員の義務となります。

従いまして、耕作していない等の理由により、賦課金の支払いを拒否することはできません。

賦課金を納めないとどうなるのですか。

A6 Q6 賦課金を納めないと（滞納した）場合には、法第39条の規定により土地改良区は督促しなければならないとされています。また、督促を受けた者が期限までに完納しない場合は、滞納処分（法39条5項）により市町村に対してその徴収を請求することができます。市町村が処分に着手しない場合には、理事は地方税法の滞納処分の例により、県知事の許可を受けてその処分ができる、裁判を経ず財

産（不動産、預貯金、債権等）の差押えをすることができるとされています。

後継者がないので改良区から脱退したいのですが。

A7 Q7 組合員の皆様には土地改良区の運営、施設の維持管理が求められ、高齢化、後継者問題、離農等、それぞれ問題もありますが、組合員の自己責任において継承していただかなければなりません。他の組合員への負担増にも繋がりますし、土地改良区は公法人的性格を有する団体であることからも、土地改良区の受益地である限り組合員の任意脱退は認められていません。

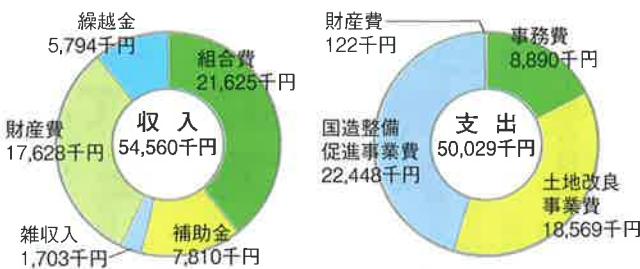
どのような場合、受益農地を地区除外できるのですか。

A8 Q8 土地改良区の受益地から地区除外（土地改良区の費用をかける土地から除外）できるのは、農用地から非農用地に転用する場合です。地区除外をするに当たり組合員は、土地改良区に必要な手手続き（地区除外の申請）をすることになります。農地の転用には農地法の許可（農地法第4条、第5条）が必要であり、関係市町村に農地転用の申請を提出するにあたり、土地改良区の意見書が必要となり、土地改良区は賦課金等の決済や土地改良区施設への影響を協議・調整し、意見書を交付します。

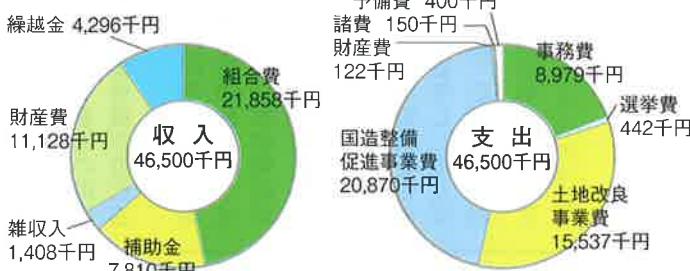
A9 Q9 地区除外をする際どうして決済金を納めなければならないのですか。

転用が許可され地区除外されると、その土地の維持管理費を残りの土地で負担しなければならなくなり、残存農地が将来過重負担にならなければならぬことになります。法第42条及び西部伊那土地改良区地区除外等処理規程により、施設の維持管理費等の一時払いをもつて決済し、他の組合員との負担の公平を図る必要があるからです。

令和元年度 一般会計決算



令和2年度 一般会計予算

特別会計令和元年度決算額及び令和2年度予算額
(決済金特別会計) (単位:千円)

収入			支出		
科目	元年度 決算額	2年度 予算額	科目	元年度 決算額	2年度 予算額
財産収入	22,540	5,205	財産費	22,500	16,000
繰越金	240,312	221,000	償還金利子及び割引料	18	40
			諸費		600
			予備費		209,565
計	262,852	226,205	計	22,518	226,205

(職員退職給与積立金特別会計) (単位:千円)

収入			支出		
科目	元年度 決算額	2年度 予算額	科目	元年度 決算額	2年度 予算額
財産収入	200	201	財産費	0	1,063
繰越金	662	862			
計	862	1,063	計	0	1,063

(国営事業積立金特別会計) (単位:千円)

収入			支出		
科目	元年度 決算額	2年度 予算額	科目	元年度 決算額	2年度 予算額
財産収入	5,027	5,020	財産費	0	49,140
繰越金	39,097	44,120			
計	44,124	49,140	計	0	49,140

* 決算は総代会で承認されました。

令和2年度決済金額 (10a当り決済金額/単位:円)

区分 地目	事業内容	決算金			摘要
		内訳	負担金	維持管理費	
水田	用水補給	57,620	221,000	278,620	
	用水補給+区画整理	252,250	221,000	473,250	償還中の工区
	未施工		221,000	221,000	
畠	畠かん	57,620	221,000	278,620	
	畠かん	63,700	221,000	284,700	償還中の工区
	畠かん+区画整理	122,600	221,000	343,600	償還中の工区
	未施工		221,000	221,000	

経常賦課金
特別賦課金 の納入について

「経常賦課金」・「特別賦課金」の納期

令和3年度は**8月31日(火)**です!

経常・特別賦課金は同時徴収となります。

納入は口座振替えで
賦課金の納入は、上伊那農協各支所・
アルプス中央信用金庫各支店で組合員口
座から土地改良区口座への振替えにより
納入することができます。※振替引落しの前日までに必ず各自の
口座残高の確認をお願いします。

10a当り賦課金

(単位:円)

工事別	田	畠	原野等
区画整理施工地域	3,000	1,800	—
農道整備施工地域	1,250	750	—
畠かん(水田用水補給)	1,500	—	—
区域水路整備施工区域	—	1,800	—
畠かん施設施工区域	—	1,800	—
未施工	300	150	150

* 令和3年4月1日施行



納期までに

特別賦課金

経常賦課金

伊那西部土地改良事業の
ホームページをご利用くださいURL <http://www.ina-seibu.jp>E-mail ina@ina-seibu.jp伊那西部の事業内容、調整地(ファームボンド)の
水使用状況、土地改良区だよりがご覧いただけます。